

人口戦略としての外国人受入れ抑制に向けた 量的マネジメントの確立に関する提言

令和8年1月22日



代表 吉村洋文
共同代表 藤田文武



人口戦略としての外国人受入れ抑制に向けた量的マネジメントの確立に関する提言

令和 8 年 1 月 22 日

提言の背景と位置付け

日本維新の会は、令和 7 年 9 月に「外国人政策及び「移民問題」に関する政策提言」を提出し、マクロの制度設計、ミクロの問題対処、国家安全保障の強化という三つの柱からなる包括的な政策体系を提言した。

その後、政府においては、令和 7 年 11 月 4 日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が設置され、内閣総理大臣指示により「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた取組が本格化し、同指示では、不法滞在者ゼロプランの強力な推進、在留資格審査の厳正な運用、国民健康保険料・医療費・児童手当等の各種制度の適正化、外国人による不動産保有の実態把握など、我が党が提言してきた課題の多くが取り上げられており、ミクロの問題対処については着実に前進しつつあると評価できる。

量的マネジメントについても、総理指示において「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討」が求められ、これを受けて出入国在留管理庁による基礎的調査やプロジェクトチームによる検討が進められていると承知している。

しかしながら、現時点では具体的なプランの策定には至っておらず、外国人比率の上限設定や総量規制といった数値目標を伴う国家戦略の確立は今後の課題として残されている。最終的には、法務省のみならず、文部科学省、厚生労働省、経済産業省など関係府省庁を横断した検討が不可欠であり、司令塔機能の強化が急務である。

外国人受入れに伴う個別課題への対処は重要であるが、それだけでは対症療法に過ぎない。我が国が将来にわたり社会の安定と国民の安心を確保するためには、外国人をどれだけ、どのように受け入れるのかという国家戦略としての人口政策を確立することが不可欠である。

本提言の構成と政府への要求

本提言は、前回提言を踏まえ、量的マネジメントの確立に焦点を絞り、外国人受入れの増加ペースを抑制する方向で、その実現に向けた三つの柱を提示するものである。

そのうえで、政府には、令和 8 年度中に以下を実現することを強く求める。

1. 外国人比率の上限設定の検討を含む国家戦略の策定
2. 次期ロードマップ等において、これらの施策を人口戦略の中核として位置づけ

第一の柱：司令塔機能の抜本的強化

現状評価と課題

政府は令和7年7月、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置し、また、高市政権の下、10月には「外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣」を新設した。これは我が党がかねてより求めてきた司令塔機能の設置であり、一步前進として評価できる。

しかしながら、現在の推進室は主に各府省庁からの兼務者によって構成されており、人口戦略の策定という本質的課題に専念できる体制とは言い難い。外国人政策は法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省など多くの府省庁にまたがる横断的課題であり、各府省庁の利害を超えた国家戦略を立案するためには、専任の人員体制が不可欠である。

また、総理指示において「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討」が求められているが、これを単なる調査に終わらせることなく、数値目標を伴う国家戦略の策定へとつなげなければならない。

さらに、外国人受入れ政策に関しては、推進室や出入国在留管理庁など複数の組織が関与しており、司令塔機能の明確化が求められる。

提言

1. 【専任体制の構築】

推進室の構成員について、各府省庁からの兼務体制を改め、精銳を選抜した専任配置へと切り替えるべきである。専任者は元の府省庁の業務から完全に離れ、人口戦略の策定に専念する体制を構築すべきである。

2. 【シンクタンク・有識者会議の活用】

エビデンスに基づく政策立案を可能とするため、外部シンクタンクの積極的活用及び有識者会議の機能強化を図るべきである。専門家の知見を結集し、外国人比率の将来推計、財政影響分析、地域社会の受容能力評価など、量的マネジメントの基盤となる人口動態シミュレーションを早期に完遂すべきである。

3. 【人口戦略本部の司令塔機能】

人口戦略本部が関係機関との緊密な連携の下、関連政策の司令塔として主導的役割を果たすべきである。

第二の柱：シミュレーションに基づく意思決定

現状評価と課題

国家戦略としての数値目標を設定するためには、その根拠となるシミュレーションが不可欠である。感覚や印象ではなく、データに基づいた政策決定を行わなければならない。

在留外国人数はこの10年間で約1.8倍に増加し、令和7年6月末時点での総人口の3.21%を占めるに至った。前回提言でも指摘したとおり、専門家の試算では外国人一人当たり年間42万円の財政赤字が生じているとの指摘もある。また、ドイツでは外国人比率が16%に達し、社会の分断と政治の混乱を招いた。外国人比率が一定水準を超えると社会問題が顕在化するという経験則を踏まえ、諸外国の事象の背景事情等も精査の上で、現在の増加ペースを抑制し、我が国として許容し得る外国人比率の上限を検討すべきである。

提言

1. 【将来推計と影響分析の実施】

現行ペースで外国人受入れが継続した場合の地域別・在留資格別の将来推計を行うとともに、外国人受入れが日本社会に与える影響を定量的に分析すべきである。具体的には、財政への影響（社会保険料の収納状況、医療費・社会保障給付の受給状況、納税実績等）、地域社会の受容能力（集住地域における住民との軋轢、自治体の行政コスト及び教育・医療等の公共サービスへの負荷）、社会統合コスト（日本語教育及び生活支援等に要する費用）、経済発展・産業政策・労働政策への影響などを包括的に検証すべきである。

2. 【上限目標・基本方針の策定と見直しサイクルの制度化】

第一の柱で提言した外部シンクタンク及び有識者会議を活用し、各種の将来推計等を早期に完遂すべきである。その上で、これらの推計に基づき外国人の受入れの在り方を検討し、外国人比率の上限目標及び増加ペースの許容範囲を含む、国及び地方自治体における受入れに関する基本方針を策定すべきである。基本方針の策定により、国家としての意思を明確にするとともに、目標の達成状況を定期的に検証し、社会経済情勢の変化に応じて見直すサイクルを制度化すべきである。

第三の柱：量的マネジメントの手段体系の整理

現状評価と課題

外国人受入れの量的マネジメントのためには、そのための政策手段を整理しなければならない。

特定技能制度及び育成労制度について受入れ見込数の上限が設定されたことは、量的マネジメントの第一歩として評価できる。とりわけ育成労制度については、技能実習制度において事実上存在しなかった総量規制が新たに導入されたことの意義は大きい。

しかしながら、政府が令和7年12月に示した合計約123万人の受入れ見込数は、業界ごとの人手不足をボトムアップで積み上げた数字であり、本来は国家戦略としての数値目標が先に確立され、その枠内で個別の数字が決定されるべきである。国家戦略が既成事実に縛られることがないよう、速やかな枠組みの構築が求められる。

また、留学や技術・人文知識・国際業務（技人国）等の在留資格には、現時点での受入れ総数の上限が設けられていない。留学生については40万人受入れ計画が推進される一方、資格外活動を主目的とした入国や、教育機関における外国人比率の著しい偏りといった課題も指摘されている。

さらに、永住者は在留外国人全体の約2割を占める最大の類型であるが、現行制度では日本語能力は許可要件とされていない。家族帯同・呼び寄せについても、要件を厳格化する方向で検討すべきである。

提言

1. 【査証発給による入口管理の強化】

査証（ビザ）発給による入口管理を強化すべきである。査証は外国人が日本に入国する際の最初の関門であり、在留資格の種類を問わず適用される。国家戦略として外国人比率の上限目標や増加ペースの許容範囲を定め、その枠内で査証発給数を調整する仕組みを整備すべきである。具体的には、査証類型別・国別の発給動向の継続的な把握、発給基準の明確化と厳格な運用、そして国家戦略に基づいた発給数の調整を可能とする制度的枠組みの整備が求められる。

2. 【永住許可及び家族帯同の要件厳格化（日本語能力要件の追加）】

永住許可及び家族帯同の要件を厳格化すべきである。永住許可の要件に日本語能力を追加することを提言する。家族帯同・呼び寄せについても、諸外国では収入要件や住居要件に加え、一定の語学能力を求める例も多い。我が国においても、扶養能力の確認を厳格化するとともに、在留資格の更新時における日本語能力要件の導入を検討すべきである。

3. 【留学・技人国等への量的管理の拡大】

留学・技人国等についても量的マネジメントの枠組みを整備すべきである。在留資格制度全体を国家戦略の下に位置付け、必要に応じて量的マネジメントの対象を拡大すべきである。